

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）

民間収益事業の実施要領書

防衛省

1 基本方針

本事業船舶の有効活用の観点から、事業者は、防衛省の輸送所要での本事業船舶の運航を計画していない期間において、本事業の実施を妨げない範囲で、自らの責任と費用負担により本事業船舶を商用に活用すること（以下「民間収益事業」という。）を積極的に提案する。

事業者から民間収益事業の提案があった場合に、防衛省は、本事業船舶を自衛隊の輸送ニーズに活用するという本事業の本来の目的を妨げず、かつ、民間収益事業の提案が本事業の財政負担額の低減に寄与すると判断した場合には、当該提案を認める。

ただし、緊急に防衛省の輸送所要が発生した場合であっても本事業船舶が要求水準を満たしながら対応する必要があること等から、民間収益事業の実施に当たっては、民間収益事業の運用に一定の制約条件が課されることを十分留意した上で、提案を行うことが求められる。

2 事業スキーム

- (1) 事業者は、本事業の船舶運航企業に本事業船舶を運航させるか又は民間フェリー会社等に本事業船舶を傭船することで、民間収益事業を行うものとする。ただし、本事業船舶の利用にあたっては、防衛省による緊急的な運航要請等にも円滑に対応できるような条件を付しておく必要がある。
- (2) 本事業とのリスク隔離の観点から、事業者自身が民間収益事業の収益・需要リスクを負う形態での実施は認めないこととし、当該リスクを伴う民間収益事業を実施する場合は、事業者は、催行企業等に当該リスクを適切にパススルーするものとする。

3 実施条件

- (1) 民間収益事業における本事業船舶の使用用途

本事業船舶が主として防衛省の輸送所要のために活用する船舶であることを勘案し、犯罪にかかわる又は助長する用途、公序良俗に反する用途、他の民間オペレーターが実施している事業の維持を著しく困難にする事業等での活用は認めない。また、本事業船舶のいずれか1隻については、待機態勢を確保する。

- (2) 運航可能範囲

原則、内航限定とする。

- (3) 船員

民間収益事業における船舶運航は、本事業船員を原則とする。

(4) 民間収益事業の実施手続き

事業者は民間収益事業で本事業船舶を使用する場合、本事業船舶の使用期間・使用用途・輸送所要・運航体制・収支計画等を含む民間収益事業運航計画を防衛省に提出の上、防衛省と協議・調整し、運航の10日前までを基準に防衛省の承諾を得る。

また、民間収益事業の完了後1ヶ月以内に、運航計画に基づく実施状況や事業収支等を含む民間収益事業完了報告書を防衛省に提出し、確認を受ける。

(5) 要求水準の遵守

事業者は、本事業の要求水準を満足できる範囲で民間収益事業を実施することを原則とする。緊急事態等が発生した場合、民間収益事業の実施に係わらず、防衛省は事業者に対して、本事業船舶の緊急輸送通知を発出する可能性がある点に十分留意すること。

ただし、要求水準として緊急輸送通知から72時間以内に係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港することが求められている点に関して、事業者は民間収益事業運航計画に関する防衛省との協議・調整を通じて、当該条件の緩和を防衛省に要請することができる。防衛省は民間収益事業の意義や当該時点での防衛省の利用ニーズ、本事業船舶の残りの1隻の待機状況等を総合的に勘案するが、民間収益事業を積極的に促進する観点から、最大限、当該要請を考慮する。

4 民間収益事業に係る利用対価の算定

(1) 基本的な考え方

本事業は、本事業船舶に係るすべての費用を防衛省が支出するサービス購入型の事業であることから、民間収益事業に係る利用対価相当を防衛省に納付する。

(2) 民間収益事業の利用対価の計算方法

F：民間収益事業の利用対価（国への納付額）

R：民間収益事業に係る運航で得られる売上額

E：民間収益事業に係る運航実費

※運航実費の範囲は「サービス対価の算定及び支払方法」第1 2. (2)表2を準用する。

S：民間収益事業で利用する本事業船舶のサービス対価（年額）

※本項目は税込金額を前提とする。

p : 運航利益率 [5 % : 固定値]

d : 民間収益事業で本事業船舶を利用する日数

w : 利益の官民按分比率 [5 0 % : 固定値]

① $R \geq S * d / 365 + E + R * p$ の場合

$$F = S * d / 365$$

② $R < S * d / 365 + E + R * p$ かつ

1) $R \geq (R - E) * w + E + R * p$ の場合

$$F = R - E - R * p$$

2) $R < (R - E) * w + E + R * p$ の場合

$$F = (R - E) * w$$

(3) 利用対価の確定及び利用対価の納付方法

事業者は(2)の計算に基づく利用対価の見積額を民間収益事業運航計画に提示の上、運航終了後、民間収益事業完了報告書において、(2)の計算根拠となる証憑を添付の上、利用対価を再算定し、防衛省の確認を受けること。

なお、民間収益事業を一定期間内に複数回実施する場合は、防衛省との調整の上、民間収益事業完了報告書を取りまとめて提出することができる。

事業者は、防衛省の確認を受けた後、30日以内に防衛省の指定する口座に利用対価を納付すること。